

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月5日提出
【計算期間】	第1特定期間 （自 平成21年3月18日 至 平成21年8月5日）
【ファンド名】	エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型） 為替ヘッジあり
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 吉峯 寛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	村田 淳生
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5221）6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

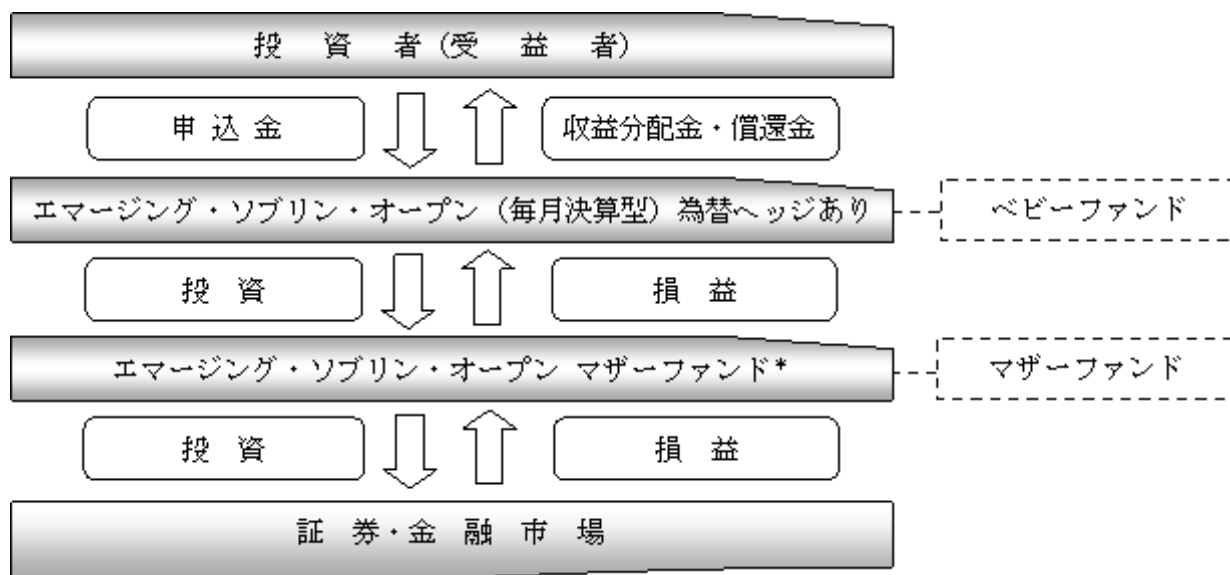
1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



* 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」または「親投資信託」という場合があります。

② 信託金の限度額

2,000億円です。

* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		（フルヘッジ）
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産		アフリカ		なし
（投資信託証券（債券 一般））		中近東（中東）		
		エマージング		
資産複合				

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 *一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。

- *1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- *2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- *3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

※ 前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）よりご確認ください。

④ ファンドの特色

- a. ファミリーファンド方式により、エマージング・カントリー^{*1}のソブリン債券^{*2}および準ソブリン債券^{*3}を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*1 エマージング・カントリーとは、一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。以下「新興国」ということがあります。

*2 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*3 準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

(a) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

(b) グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

(c) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ. ブレディ債（新興国の政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、新興国の政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（新興国の政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

(d) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ. 新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%

以内とします。

ロ. ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

ハ. ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

ニ. 新興国の同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ. 新興国の現地通貨建資産への実質投資は、行いません。

（e）一般的に新興国の発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して、相対的に高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクも高いと考えられます。

主要格付機関による格付けの表記方法

	Moody's 社	S & P 社
高い信用力	A a a	A A A
	A a	A A
	A	A
格付け	B a a	B B B
	B a	B B
	B	B
	C a a	C C C
低い信用力	C a	C C
	C	C
		D

（f）JPMorgan EMBI Global Diversified（円ヘッジあり・円ベース）をベンチマークとします。

JPMorgan EMBI Global DiversifiedはJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの子会社であるJ.P. Morgan Securities Inc.が公表する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。同インデックスはエマージング・カントリの国債を中心とした債券の投資総合収益を指数化したものです。

ベンチマークは米ドル建のJPMorgan EMBI Global Diversifiedをもとに委託会社が対顧客先物相場の仲値と対顧客電信売買相場の仲値により計算したヘッジコストを考慮し、算出したものです。

ヘッジコスト（率）＝（対顧客先物相場の仲値－対顧客電信売買相場の仲値）÷対顧客電信売買相場の仲値

平成21年9月末現在、同インデックス算出の対象となっている国々は以下の通りです。
なお、ファンドは、対象国以外の新興国に投資を行う場合があります。

中南米	アジア	欧州・中近東・アフリカ等
アルゼンチン	スリランカ	ブルガリア
ベリーズ	中国	ガボン
ブラジル	インドネシア	グルジア
チリ	マレーシア	ハンガリー
コロンビア	パキスタン	カザフスタン
ジャマイカ	フィリピン	ポーランド
ドミニカ共和国	ベトナム	ロシア
エクアドル		セルビア

エルサルバドル		トルコ
メキシコ		ウクライナ
パナマ		イラク
ペルー		ガーナ
ウルグアイ		レバノン
ベネズエラ		エジプト
		南アフリカ
		チュニジア

（出所：JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー）

JPMorgan EMBI Global Diversified（円ヘッジあり・円ベース）の推移



＊ 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

ベンチマークは米ドル建てのJPMorgan EMBI Global Diversifiedをもとに国際投信投資顧問が対顧客先物相場の仲値と対顧客電信売買相場の仲値により計算したヘッジコストを考慮して算出したうえ設定日を10,000として指数化したもので、JPMorgan Chase & Co. は、ベンチマークに関し一切の責任を負いません。なお、ベンチマークは基準日前営業日の同インデックスの指数値を、為替は基準日の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を、それぞれ用いて計算しています。

- （g）実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。（かかるヘッジは、委託会社が行います。）
 なお、投資するマザーファンドでは、米ドル建資産以外の外貨建資産について、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。（この場合においても、ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。）
- （h）重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- （i）投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

- （j）運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つで、独立系運用専門会社として運用に特化する体制を維持しています。徹底した社内リサーチ能力を活用し、グローバルな視点から、新興国債券の運用専門チームがポートフォリオ管理を行います。

- b. 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

毎月5日（休業日のときは翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、第1期の決算日は平成21年5月7日です。

- （a）「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に支払います。

- （b）「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

- c. 取得の申込単位は以下の通りです。

（当初元本1口＝1円）

- （a）「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

- （b）「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

- d. 信託期限は平成35年8月5日までです。

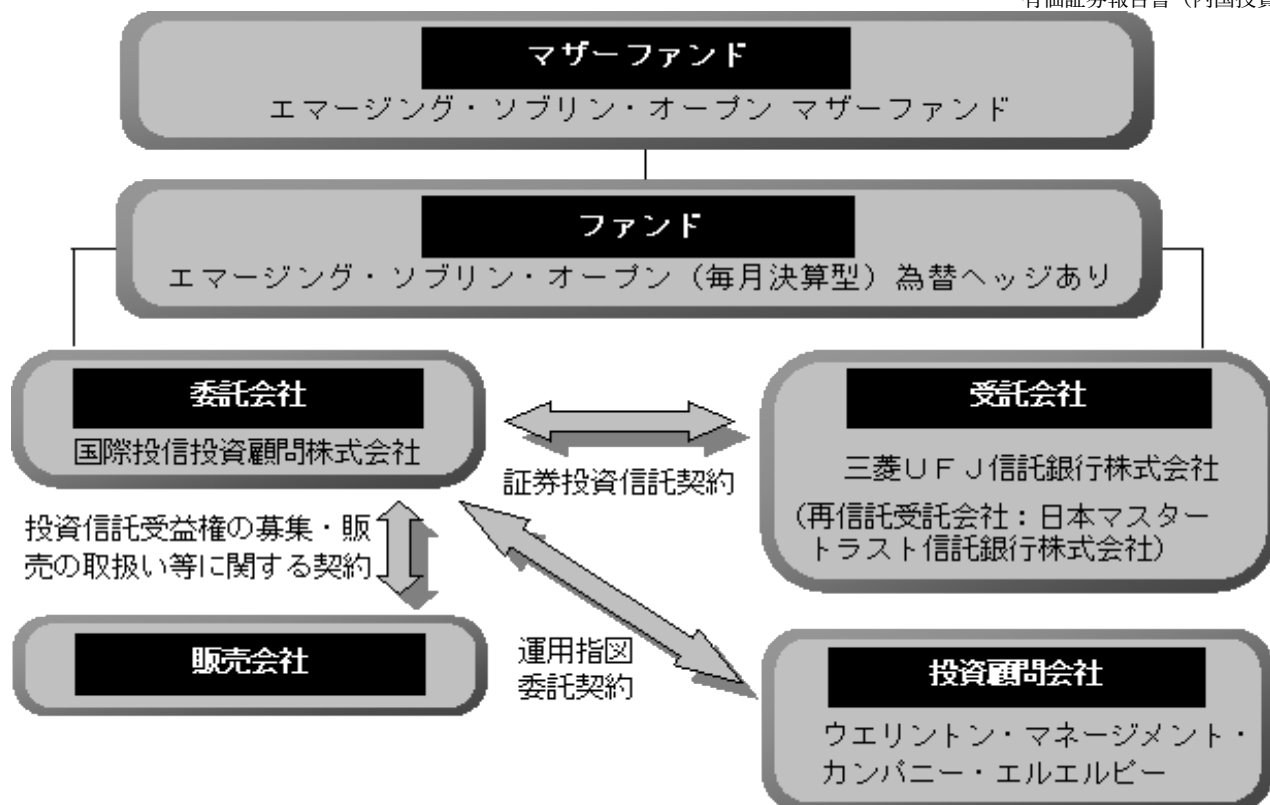
原則として、この期間はいつでも取得・換金のお申込みができます。

※ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超えるご換金はいえないものとします。

（ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。）

（2）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
信託財産の管理業務等を行います。
- c. 投資顧問会社（ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー）
ファンドおよびマザーファンドの運用指図等を行います。
- d. 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 運用指図委託契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。
- c. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

④ 委託会社の概況

- a. 資本金（平成21年9月末現在）
26億8千万円
- b. 沿革
昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立
昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立
平成9年7月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c. 大株主の状況（平成21年9月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	3,995株	30.73%
エム・ユー・エス・ファシリティーサービス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カンントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- c. グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- d. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
 - (a) プレディ債（エマージング・カンントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - (b) ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（プレディ債以外の債券で、エマージング・カンントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - (c) 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カンントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- e. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - (a) エマージング・カンントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - (b) ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - (c) ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
 - (d) エマージング・カンントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - (e) エマージング・カンントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- f. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。（かかるヘッジは、委託会社が行います。）
 なお、投資するマザーファンドでは、米ドル建資産以外の外貨建資産について、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- g. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主

要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

- h. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- i. 運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、親投資信託の運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5)○信託約款に定める投資制限の⑧および⑨に定めるものに限りま。
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものを含みます。以下、これに関連する事項について同じ。）は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りま。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から f. までの証券または証書の性質を有するもの
- h. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。）
- i. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- j. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

a. の証券または証書および g. の証券または証書のうち、a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券および g. の証券または証書のうち b. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利で e. の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の a. から f. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

a. 先物取引等

b. スワップ取引

（3）【運用体制】

委託会社は、運用の指図に関する権限の全部または一部をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（以下「ウエリントン・マネージメント社」といいます。）に委託します。

ウエリントン・マネージメント社および委託会社の運用体制は次の通りです。

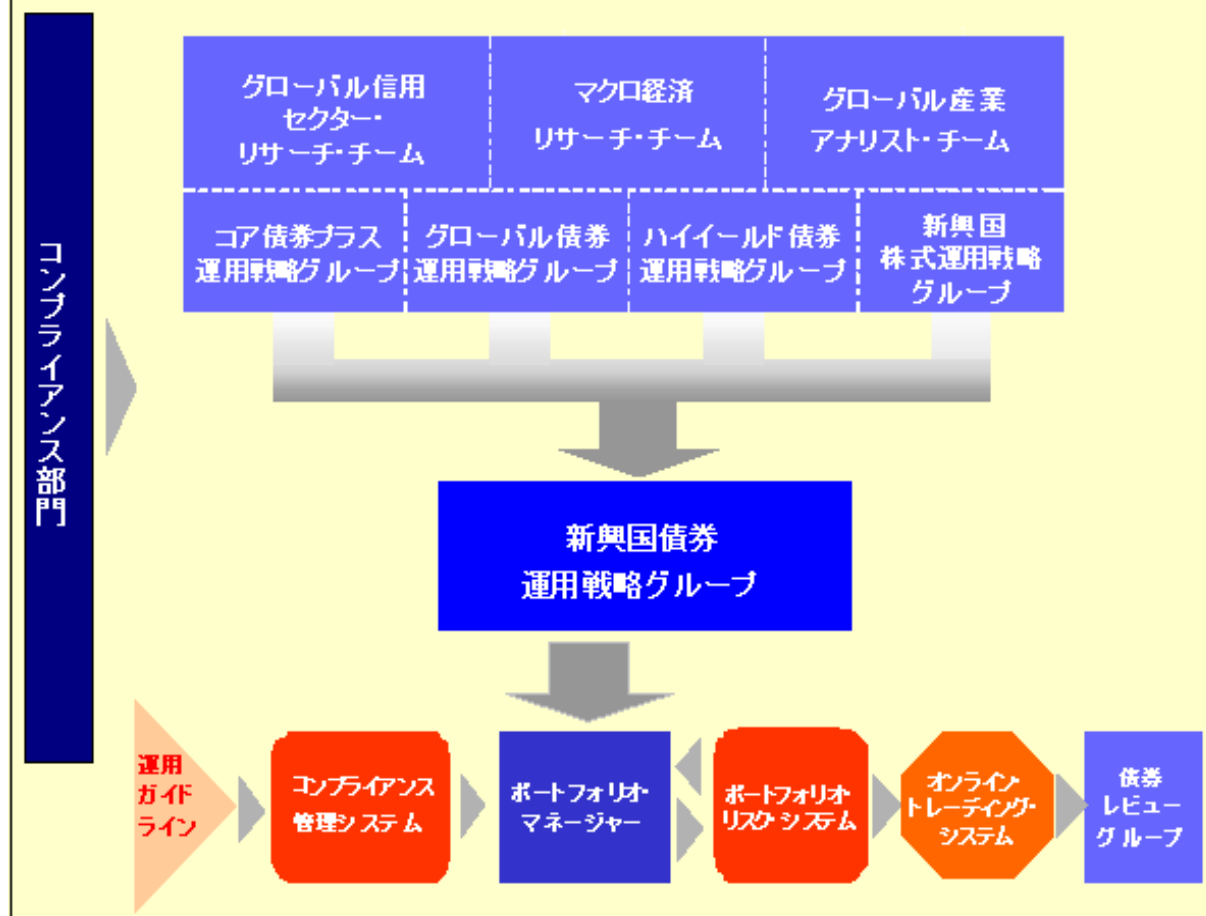
① ウエリントン・マネージメント社の運用体制（平成21年6月末現在）

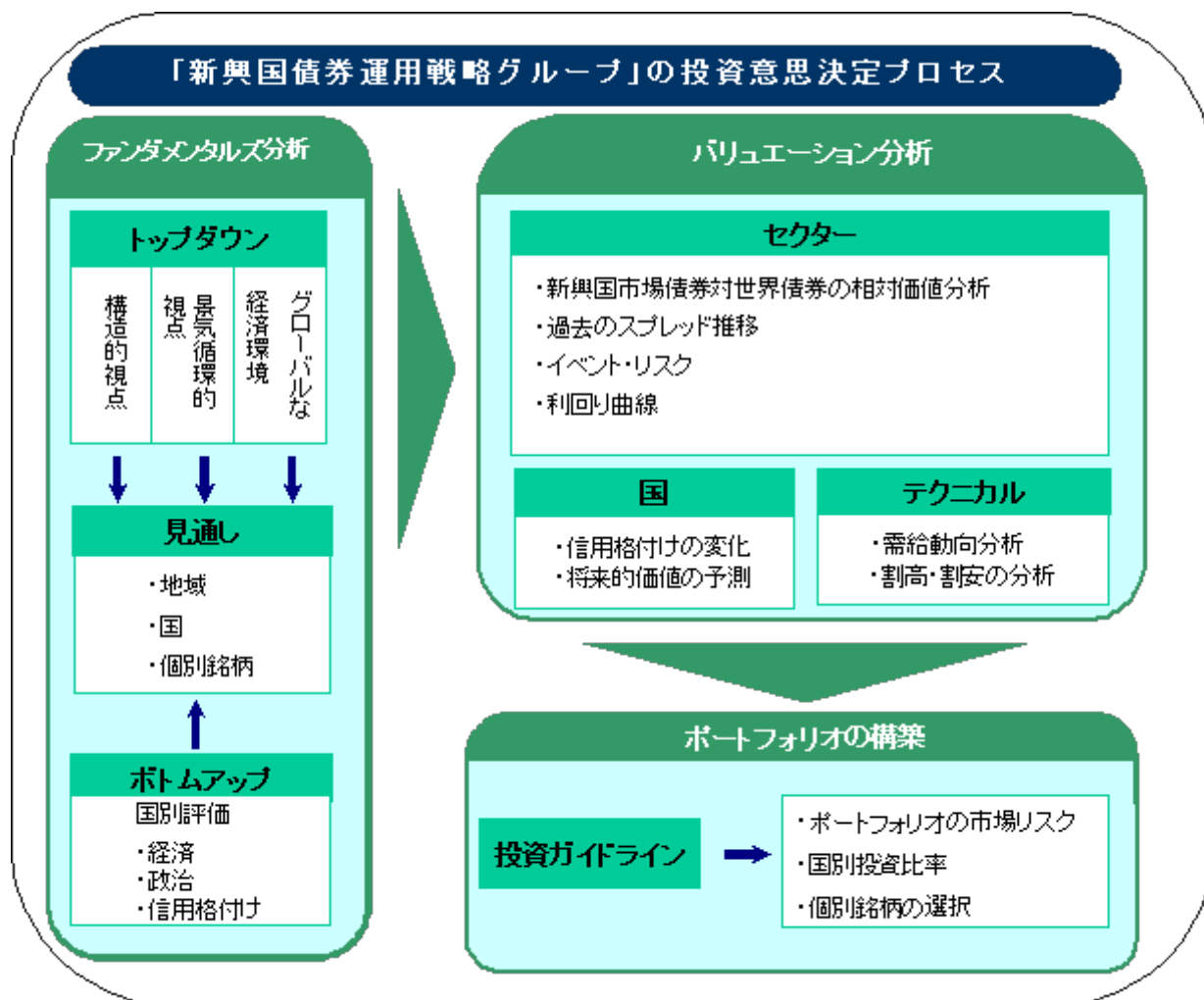
ファンドは、グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析を重視する運用体制で行います。

ウェリントン・マネジメント社

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・

クレジットリスク分析を重視する運用体制





《参考》

ウェリントン・マネージメント社の運用部門および関連部署の人員体制

新興国債券運用戦略グループ	24名
トレーダー	48名
債券レビュー・グループ	12名
リーガル&コンプライアンス・グループ*	74名
プロダクト・マネジメント部門	64名

*リーガル・サービスおよびグローバル・コンプライアンス・グループは、2009年1月よりこれらのグループを一つの包括的な組織として統合し、社内の法務および法令諸規則に関する業務をグローバル・ベースで管轄する部門として再構築すべく組織変更を行いました。よって従来のリーガル部門、コンプライアンス部門を合わせた人数となっております。

② ウェリントン・マネージメント社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

ウェリントン・マネージメント社は、投資顧問業者として米国証券取引委員会（SEC）に登録を行っており、同社が運用を行う全ての顧客勘定に適用される投資顧問業法206条（4）－7のコンプライアンス・プログラム・ルールに従って、同法を遵守するための合理的な政策や方針書（倫理規範を始め、ポートフォリオ・マネジメント、売買執行、口座管理、マーケティングおよびコミュニケーションに関するもの）を策定・導入しています。これらの政策・方針書により、受託者としての業務の基準を維持しています。

③ 委託会社の運用体制（平成21年9月末現在）

a. 外部委託運用部の役割

外貨建資産の為替ヘッジを行います。また、ウェリントン・マネージメント社の運用が、ファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。

- b. トレーディング部の役割
為替取引を行います。
- c. コンプライアンス部の役割
ファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。
- d. リスク管理部の役割
ファンドのリスクの状況について日々チェックするとともに、パフォーマンスについて定期的に評価を行います。その評価結果については外部委託運用部および関係各部を通じてウェリントン・マネージメント社に通知することがあります。

《参考》

委託会社の運用部門および関連部署の人員体制

株式運用部	28名
債券運用部	20名
外部委託運用部※	12名
運用企画部	14名
経済調査部	13名
トレーディング部	10名
リスク管理部	13名
コンプライアンス部	9名

※ ファンドの運用は、外部委託運用部が担当します。

④ 関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

毎月5日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は平成21年5月7日とします。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の

異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

① 親投資信託への投資

親投資信託への投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 新株引受権証券等への投資

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④ 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。（当該実質外貨建資産に関する為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。）

⑤ 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑦ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げ

るものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑬ 外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨

建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

① 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

② デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

《参考》マザーファンドに係る約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
- イ. ブレディ債（エマージング・カンTRIESの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カンTRIESの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カンTRIESの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
- イ. エマージング・カンTRIES単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ハ. ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
 - ニ. エマージング・カンTRIESの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ホ. エマージング・カンTRIESの現地通貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- ⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ 運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

以上

＊ 平成21年9月末現在、「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり」以外で「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資を行っている他のファンド（投資を行う予定の他のファンドを含みます。）は以下の通りです。

- 「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」
- 「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」
- 「エマージング・ソブリン・ファンド」
- 「グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）」
- 「グローバル財産3分法ファンド（1年決算型）」

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

① 金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション*が長いほど大きくなります。

* デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

② 信用リスク（デフォルト・リスク）

発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

③ カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a. 先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b. 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資規制導入等の可能性があります。
- c. 海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- d. 先進国と比較して情報開示に係わる制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

⑤ 為替変動リスク

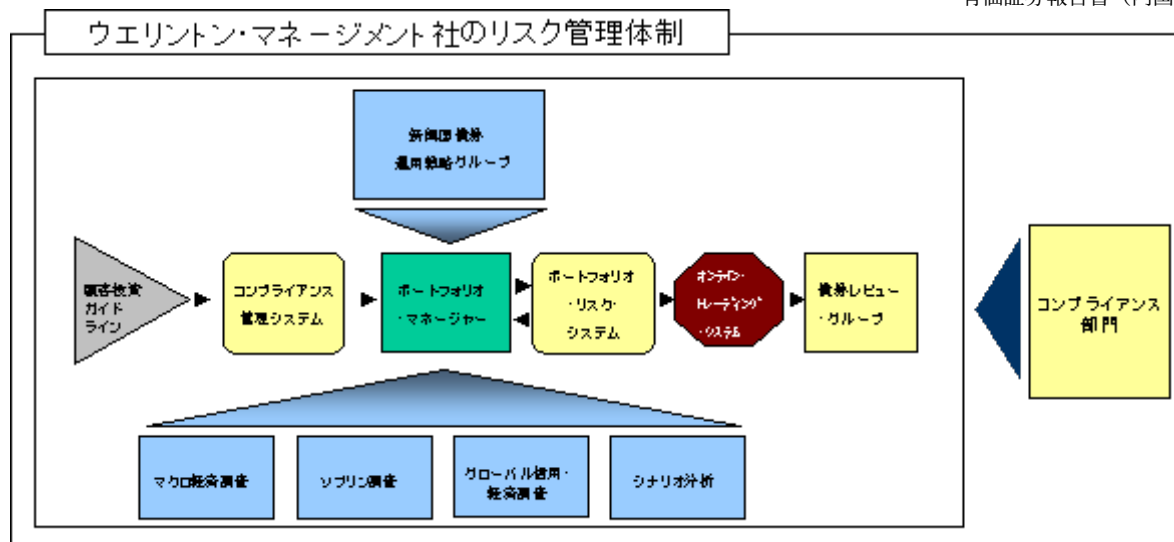
ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資していますので（ただし、これらに限定されるものではありません）、為替変動リスクが生じます。これら外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定、解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミング

および市況動向等の要因により、完全にヘッジすることはできない場合があります。

- ⑥ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。
- ⑦ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。
- ⑧ ファンドの為替ヘッジに係る留意点
為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストが発生する場合があります。ヘッジコストとは、一般的に、日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合に、当該短期金利差を主因として発生します。
- ⑨ ベンチマークについての留意点
「JPMorgan EMBI Global Diversified（円ヘッジあり・円ベース）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ⑩ 運用指図の権限委託に係る留意点
委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。
なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。
- ⑪ その他の主な留意点
 - a. 受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。
 - b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
 - c. 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
 - d. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
 - e. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はい行えないものとします。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社は、運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント社に委託します。
ウエリントン・マネージメント社および委託会社では、ファンドの運用ガイドラインの遵守状況およびファンドの運用に係るリスクを多面的に管理します。



① ウェリントン・マネージメント社におけるリスク管理体制

コンプライアンスおよびポートフォリオ管理をポートフォリオ運用プロセスの重要な一部と位置づけており、ポートフォリオ・マネージメント部門、債券レビュー・グループ、コンプライアンス部門の3部門が関与します。

a. ポートフォリオ・マネージメント部門

ポートフォリオ・マネージメント・グループは、すべての取引を執行する前に各取引に含まれるリスクを検証します。各取引は個別にチェックが行われるだけでなく、既存ポートフォリオに与える影響についても検討され、取引執行後のポートフォリオが運用ガイドラインのリスク許容度の範囲内であるか、各運用戦略グループの方針と合致しているかを確認します。このプロセスにより、ポートフォリオ・マネージメント・グループは運用ガイドラインに抵触する恐れのある取引を執行前に把握することが可能となります。

ウェリントン・マネージメント社では、ポートフォリオ・マネージメント・グループによる管理に加え、イントラネットをベースに、コンプライアンス管理システムを導入しています。コンプライアンス管理システムはコンプライアンス管理において重要な二つの機能を有しています。まず、コンプライアンス管理システムは各取引執行前にポートフォリオ・レベルで運用ガイドラインへの抵触がないかを検証します。このコンプライアンス管理システムによる検証は、前記のポートフォリオ・マネージメント・グループによる取引前のチェックに追加して行います。次に、コンプライアンス管理システムはポートフォリオの保有銘柄の検証を日々行い、運用ガイドラインが遵守されていることを確認します。

b. 債券レビュー・グループ

債券レビュー・グループは毎月会合を開催し、投資目標、制約条件といった「運用ガイドライン」と整合が取れた運用が行われているか、各運用戦略グループの投資戦略に則って運用されているかを検証します。

c. リーガル&コンプライアンス・グループ内コンプライアンス部門

コンプライアンス部門は、顧客ガイドラインや法令遵守状況監視プログラムの制定、維持、遂行を行います。また法令を遵守した業務遂行が可能な管理体制を維持するために各種方針や倫理規定を整備します。

② 委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、多面的に投資リスク管理を行っています。

a. 外部委託運用部

運用ガイドラインの遵守状況のチェックを行います。

b. トレーディング部

為替取引の発注に伴うフロントチェックを行います。

c. コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

d. リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

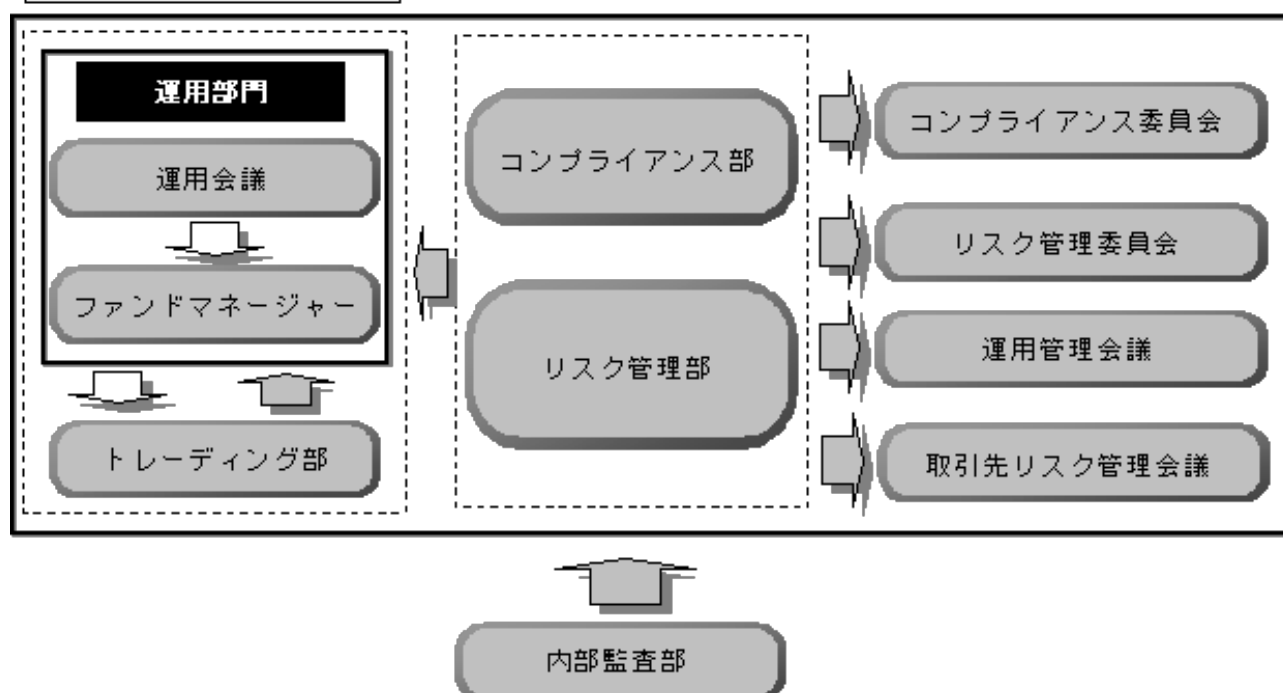
e. 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- ＊ コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- ＊ リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- ＊ 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- ＊ 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



＊ 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
直接負担		
申込み時	申込手数料	(手数料率) 基準価額に対して 上限3.15% (税抜3.00%)
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
換金時		
解約	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%
買取り	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.5%
償還時	所得税および地方税	課税されます。
間接負担		
保有時 (毎日)	信託報酬	純資産総額に対して年率1.6485% (税抜1.5700%)
	監査費用	純資産総額に対して年率0.0042% (税抜0.0040%) 以内
	その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

＊ 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用（国内において発生するものに限ります。）については、消費税等相当額を含みます。

＊ その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

＊ 前記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

＊ 課税の取扱いについては、「(5) 課税上の取扱い」を参照してください。

（注）税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

（１）【申込手数料】

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

なお、販売会社によってはスイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、利益に対して税金がかかります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保（相当）額として、解約（買取り）の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。（販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約（買取り）についても同様とします。）

（３）【信託報酬等】

① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.6485%（税抜1.5700%）の率を乗じて得た額とします。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の平成21年9月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.6485% （税抜1.5700%）	年0.9450% （税抜0.9000%）	年0.0735% （税抜0.0700%）	年0.6300% （税抜0.6000%）

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬からそのつど支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に、ファンドの純資産総額とエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）、エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）、エマージング・ソブリン・ファンド、グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）（エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券部分に係る純資産総額に限る）およびグローバル財産3分法ファンド（1年決算型）（エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券部分に係る純資産総額に限る）の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額とします。

100億円以下の部分に対して	年0.55%
100億円超300億円以下の部分に対して	年0.50%
300億円超500億円以下の部分に対して	年0.45%
500億円超1,000億円以下の部分に対して	年0.40%
1,000億円超の部分に対して	年0.35%

（４）【その他の手数料等】

① 信託事務の諸費用

- a. 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b. 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

③ 資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

④ その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

※ 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

※ 以下の内容は平成21年4月1日現在の税制であり、税制が改正された場合等は、変更になることがあります。

※ 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

① 個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成23年 12月31日 まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10% （所得税7% 地方税3%）
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 10% （所得税7% 地方税3%）
	償還金			
平成24年 1月1日 以降	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20% （所得税15% 地方税5%）
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 20% （所得税15% 地方税5%）
	償還金			

※ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

※ 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

※ 2 配当控除の適用はありません。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
--	-----------	-----

収益分配金	普通分配金額	平成23年12月31日までは源泉徴収7%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	平成24年1月1日以降は源泉徴収15%（所得税）

※ 税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
 その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	302,749,770	96.03
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	12,515,962	3.97
合計（純資産総額）	—	315,265,732	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＊ その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(平成21年9月30日現在)

取引所	種類／名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	売建 アメリカ・ドル	298,960,150	296,619,100	94.09

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

(平成21年9月30日現在)

資産の種類		国名	時価合計（円）	投資比率（％）
公社債	国債証券	—	104,654,713,716	95.30
		マレーシア	601,805,579	0.55
		フィリピン	1,853,361,981	1.69
		インドネシア	5,012,577,031	4.57
		アルゼンチン	3,462,204,085	3.15
		メキシコ	3,983,968,282	3.63
		ブラジル	7,696,641,447	7.01
		チリ	441,586,835	0.40
		韓国	2,406,329,190	2.19
		トルコ	4,029,904,923	3.67
		エクアドル	726,979,837	0.66
		ガーナ	637,573,924	0.58
		コロンビア	4,392,570,260	4.00
		イスラエル	367,582,313	0.34
		モロッコ	799,025,789	0.73
		パキスタン	830,770,145	0.76
		ペルー	4,340,627,580	3.95
		ポーランド	2,672,349,741	2.43
		南アフリカ	3,991,360,221	3.64
		ウルグアイ	3,226,150,746	2.94
		ベネズエラ	5,390,592,001	4.91
		ロシア	9,257,744,641	8.43
		ドミニカ	397,936,548	0.36
		エルサルバドル	2,649,930,025	2.41
		パナマ	2,209,382,725	2.01
		カタール	1,476,228,329	1.34
		ウクライナ	1,876,661,804	1.71
		セルビア	1,135,001,922	1.03
	イラク	1,253,608,903	1.14	
	ガボン共和国	419,895,976	0.38	
	小計	77,540,352,783	70.61	
	特殊債券	マレーシア	3,943,730,883	3.59
		フィリピン	2,308,251,467	2.10
		インドネシア	2,026,468,474	1.85
		メキシコ	2,035,897,695	1.85
		ブラジル	2,217,082,041	2.02
チリ		1,698,927,466	1.55	
コロンビア		1,333,140,294	1.21	
イスラエル		1,505,440,398	1.37	
トリニダードトバゴ		376,106,338	0.34	
チュニジア		917,263,555	0.84	
ベネズエラ		584,777,304	0.53	
ロシア		884,238,420	0.81	
カザフスタン	7,283,036,598	6.63		
小計	27,114,360,933	24.69		
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）		—	5,162,001,673	4.70
合計（純資産総額）		—	109,816,715,389	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＊ その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

（平成21年9月30日現在）

取引所	種類／名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	5,799,128,250	5,684,522,655	5.18
	ユーロ	125,847,084	124,766,280	0.11
	売建			
	アメリカ・ドル	125,847,084	125,049,618	0.11
	ユーロ	5,799,128,250	5,689,763,520	5.18

（注１）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****（全銘柄）**

（平成21年９月30日現在）

順位	銘柄名	種類	国／地域	総口数（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	210,740,478	1.4214	299,560,152	1.4366	302,749,770	96.03

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、１口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成21年９月30日現在）

国内／外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	96.03
合計		96.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成21年９月30日現在）

取引所	種類／名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	298,960,150	296,619,100	94.09

（注１）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

(評価額上位30銘柄)

(平成21年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	金額 (円)			
1	ロシア	国債証券	RUSSIA STP REGS '300331	アメリカ ・ドル	94,012,800	102.44	96,306,712.32	109.16	102,624,372.48	9,257,744,641	7.5	2030年3 月31日	8.43
2	カザフスタン	特殊債券	KAZMUNAIGAZ FIN '150123	アメリカ ・ドル	27,690,000	107.50	29,768,977.28	116.67	32,308,608.91	2,914,559,609	11.75	2015年1 月23日	2.65
3	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '170117	アメリカ ・ドル	24,935,000	105.25	26,244,087.50	108.25	26,992,137.50	2,434,960,723	6	2017年1 月17日	2.21
4	コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP '370918	アメリカ ・ドル	24,070,000	105.27	25,338,805.00	111.75	26,898,225.00	2,426,488,877	7.375	2037年9 月18日	2.20
5	インドネシア	国債証券	INDONESIA REP '380117	アメリカ ・ドル	23,310,000	105.12	24,505,300.00	111.25	25,932,375.00	2,339,359,548	7.75	2038年1 月17日	2.13
6	南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA REP '120425	アメリカ ・ドル	22,510,000	110.50	24,873,550.00	110.25	24,817,275.00	2,238,766,377	7.375	2012年4 月25日	2.03
7	パナマ	国債証券	PANAMA REPUBLIC '150315	アメリカ ・ドル	21,390,000	111.87	23,929,925.00	114.50	24,491,550.00	2,209,382,725	7.25	2015年3 月15日	2.01
8	カザフスタン	特殊債券	KAZMUNAIGAZ FIN '180702	アメリカ ・ドル	21,230,000	92.83	19,707,809.00	107.20	22,759,663.96	2,053,149,285	9.125	2018年7 月2日	1.86
9	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '240415	アメリカ ・ドル	16,545,000	125.24	20,721,430.00	132.22	21,876,129.90	1,973,445,678	8.875	2024年4 月15日	1.79
10	韓国	国債証券	REPUBLIC OF KOREA '140416	アメリカ ・ドル	20,180,000	105.84	21,360,180.81	107.40	21,674,167.56	1,955,226,655	5.75	2014年4 月16日	1.78
11	ペルー	国債証券	PERU REPUBLIC GBL'331121	アメリカ ・ドル	15,390,000	123.50	19,008,015.00	132.17	20,341,578.60	1,835,013,805	8.75	2033年11 月21日	1.67
12	メキシコ	国債証券	UTD MEXICAN STS '170115	アメリカ ・ドル	17,994,000	101.16	18,203,286.00	103.72	18,664,456.44	1,683,720,615	5.625	2017年1 月15日	1.53
13	アルゼンチン	国債証券	ARGENT EDIS '331231	ユーロ	20,632,017.25	54.24	11,192,219.57	57.50	11,863,409.91	1,562,648,353	5.45	2033年12 月31日	1.42
14	ウルグアイ	国債証券	URUGUAY REP '170517	アメリカ ・ドル	14,050,000	116.00	16,298,000.00	121.00	17,000,500.00	1,533,615,105	9.25	2017年5 月17日	1.39
15	カタール	国債証券	STATE OF QATAR '140409	アメリカ ・ドル	15,550,000	103.88	16,154,273.00	105.23	16,364,353.50	1,476,228,329	5.15	2014年4 月9日	1.34
16	インドネシア	国債証券	INDONESIA REP '140504	アメリカ ・ドル	13,450,000	121.40	16,328,333.45	121.25	16,308,259.50	1,471,168,089	10.375	2014年5 月4日	1.33
17	マレーシア	特殊債券	PENERBANGAN MY BD'160315	アメリカ ・ドル	14,590,000	104.97	15,315,473.16	106.95	15,604,836.63	1,407,712,312	5.625	2016年3 月15日	1.28
18	フィリピン	国債証券	PHILIPPINES GBL '170118	アメリカ ・ドル	12,365,000	120.48	14,897,462.50	123.50	15,270,775.00	1,377,576,612	9.375	2017年1 月18日	1.25
19	ベネズエラ	国債証券	VENEZUELA REP '270915	アメリカ ・ドル	18,890,000	75.67	14,294,195.00	80.50	15,206,450.00	1,371,773,854	9.25	2027年9 月15日	1.24
20	コロンビア	特殊債券	ECOPETROL SA '190723	アメリカ ・ドル	13,450,000	105.17	14,146,427.55	109.87	14,778,187.50	1,333,140,294	7.625	2019年7 月23日	1.21
21	メキシコ	特殊債券	PEMEX PROJECT FDG'380615	アメリカ ・ドル	15,605,000	90.50	14,122,525.00	94.50	14,746,725.00	1,330,302,062	6.625	2038年6 月15日	1.21
22	マレーシア	特殊債券	PETRONAS CAPITAL '190812	アメリカ ・ドル	14,135,000	99.29	14,035,593.25	101.46	14,341,752.64	1,293,769,505	5.25	2019年8 月12日	1.17
23	イラク	国債証券	IRAQ REPUBLIC '280115	アメリカ ・ドル	18,225,000	70.00	12,757,500.00	76.25	13,896,562.50	1,253,608,903	5.8	2028年1 月15日	1.14

順位	国／地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	金額（円）			
24	アルゼンチン	国債証券	ARGENT \$DIS '331231	アメリカ・ドル	20,726,256.37	64.36	13,341,027.17	66.50	13,782,960.48	1,243,360,864	5.77	2033年12月31日	1.13
25	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '150307	アメリカ・ドル	11,715,000	115.39	13,517,987.65	117.45	13,759,384.65	1,241,234,089	7.875	2015年3月7日	1.13
26	トルコ	国債証券	TURKEY REPUBLIC '150315	アメリカ・ドル	12,260,000	108.25	13,271,450.00	109.12	13,378,725.00	1,206,894,782	7.25	2015年3月15日	1.09
27	南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA REP '140602	アメリカ・ドル	11,640,000	109.63	12,760,992.50	110.10	12,816,454.80	1,156,172,387	6.5	2014年6月2日	1.05
28	エルサルバドル	国債証券	EL SALVADOR REGS '230124	アメリカ・ドル	11,800,000	103.00	12,154,000.00	107.50	12,685,000.00	1,144,313,850	7.75	2023年1月24日	1.04
29	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT.BOND '190715	アメリカ・ドル	11,220,000	107.64	12,077,261.50	112.50	12,623,173.20	1,138,736,454	6.375	2019年7月15日	1.03
30	セルビア	国債証券	SERBIA REPUBLIC '241101	アメリカ・ドル	12,645,000	90.71	11,470,425.00	99.50	12,581,775.00	1,135,001,922	3.75	2024年11月1日	1.03

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

（平成21年 9 月30日現在）

国内／外国	種類	投資比率（％）
外国	国債証券	70.61
	特殊債券	24.69
合計		95.30

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（平成21年9月30日現在）

取引所	種類／名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	5,799,128,250	5,684,522,655	5.18
	ユーロ	125,847,084	124,766,280	0.11
	売建			
	アメリカ・ドル	125,847,084	125,049,618	0.11
	ユーロ	5,799,128,250	5,689,763,520	5.18

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成21年９月30日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１特定期間（平成21年８月５日）	371	377	11,426	11,606
平成21年３月末日	259	—	10,012	—
平成21年４月末日	398	—	10,477	—
平成21年５月末日	382	—	10,817	—
平成21年６月末日	371	—	11,001	—
平成21年７月末日	362	—	11,275	—
平成21年８月末日	281	—	11,555	—
平成21年９月末日	315	—	12,035	—

（注１）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（６ヵ月毎）に支払われた１口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注２）基準価額は１単位（１万口）当たりの純資産総額です。

②【分配の推移】

	計算期間	１万口当たりの分配金（円）
第１特定期間	自 平成21年３月18日 至 平成21年８月５日	180

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第１特定期間	自 平成21年３月18日 至 平成21年８月５日	16.1
	自 平成21年８月６日 至 平成21年９月30日	5.3

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第１特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成21年3月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、取得の申込みはできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の取得申込みについても、同様とします。

※ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

（当初元本1口＝1円）

① 「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

② 「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。（販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。）

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

なお、販売会社によってはスイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は販売会社が定めるものとします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、利益に対して税金がかかります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料としま

す。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

※ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

※ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約

① 解約単位

販売会社が定める単位とします。

② 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

③ 解約手数料

かかりません。

④ 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

⑤ 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

⑥ 大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様

とします。

(2) 買取り

① 買取単位

販売会社が定める単位とします。

② 買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および税金（源泉徴収分のみ）に相当する額を差引いた価額とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

③ 買取手数料

かかりません。

④ 信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

⑤ 支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

⑥ 大口買取りの制限

原則として1日1件5億円を超える買取りは行えないものとします。また、これ以外にも大口の買取請求に制限を設ける場合があります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

※ 買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

＊ 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

② ファンドの主な投資対象の評価方法

a. 親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

（a）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（b）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（c）価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

④ 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成21年3月18日から平成35年8月5日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(4) 【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとします。（ただし、第1計算期間は平成21年3月18日から平成21年5月7日までとします。）

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. c. の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生

- じている場合であってc. からe. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、②のb. に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、a. からg. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. b. の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. a. からf. までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑤ 関係法人との契約の更改

- a. 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資顧問契約」の有効期間は、1年間としま

す。ただし、相手方に対し90日以上の前書の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。

- b. 委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知れている受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

① 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

② 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第2 手続等 2 換金（解約）手続等 (1)解約 ⑥ 大口解約の制限」を参照してください。

また、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成21年3月18日から平成21年8月5日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【エマーシング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1 特定期間末 (平成21年8月5日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,767,001
親投資信託受益証券	363,906,639
派生商品評価勘定	1,942,800
未収利息	33
流動資産合計	375,616,473
資産合計	375,616,473
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,000,705
未払収益分配金	1,463,645
未払受託者報酬	22,542
未払委託者報酬	483,015
その他未払費用	1,279
流動負債合計	3,971,186
負債合計	3,971,186
純資産の部	
元本等	
元本	325,254,532
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	46,390,755
（分配準備積立金）	38,708,122
元本等合計	371,645,287
純資産合計	371,645,287
負債純資産合計	375,616,473

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1 特定期間 自 平成21年 3 月18日 至 平成21年 8 月 5 日
営業収益		
受取利息		3,783
有価証券売買等損益		48,468,324
為替差損益		7,878,210
営業収益合計		56,350,317
営業費用		
受託者報酬		97,651
委託者報酬		2,092,405
その他費用		5,535
営業費用合計		2,195,591
営業利益		54,154,726
経常利益		54,154,726
当期純利益		54,154,726
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		572,266
期首剰余金又は期首欠損金（△）		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		10,186,495
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		10,186,495
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,055,355
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,055,355
分配金		6,322,845
期末剰余金又は期末欠損金（△）		46,390,755

（３）【注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

項目	第１特定期間 自 平成21年３月18日 至 平成21年８月５日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法 2. 費用・収益の計上基準 3. その他	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの特定期間は、平成21年３月18日（設定日）から平成21年８月５日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1 特定期間末 (平成21年 8 月 5 日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	325,254,532口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	1.1426円
（1 万口当たりの純資産額）	11,426円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1 特定期間 自 平成21年 3 月18日 至 平成21年 8 月 5 日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	589,639円
2. 分配金の計算過程	
第1 計算期（平成21年 3 月18日から平成21年 5 月 7 日まで）	
計算期末における分配対象金額29,760,108円（1 万口当たり772.85円）のうち、1,732,770円（1 万口当たり45.00円）を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,770,299円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 22,836,792円
収益調整金額	C 3,153,017円
分配準備積立金額	D —
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 29,760,108円
当ファンドの期末残存口数	F 385,060,048口
1 万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 772.85円
1 万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 1,732,770円

第1 特定期間
自 平成21年3月18日
至 平成21年8月5日

第2 計算期（平成21年5月8日から平成21年6月5日まで）

計算期末における分配対象金額36,211,359円（1万口当たり1,015.25円）のうち、1,604,990円（1万口当たり45.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,122,423円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 7,534,391円
収益調整金額	C 5,379,380円
分配準備積立金額	D 21,175,165円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 36,211,359円
当ファンドの期末残存口数	F 356,664,485口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,015.25円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 1,604,990円

第1 特定期間
自 平成21年3月18日
至 平成21年8月5日

第3 計算期（平成21年6月6日から平成21年7月6日まで）

計算期末における分配対象金額35,208,885円（1万口当たり1,041.36円）のうち、1,521,440円（1万口当たり45.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,866,334円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 467,030円
収益調整金額	C 6,490,588円
分配準備積立金額	D 26,384,933円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 35,208,885円
当ファンドの期末残存口数	F 338,097,884口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,041.36円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 1,521,440円

第1 特定期間
自 平成21年3月18日
至 平成21年8月5日

第4 計算期（平成21年7月7日から平成21年8月5日まで）

計算期末における分配対象金額47,854,400円（1万口当たり1,471.25円）のうち、1,463,645円（1万口当たり45.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 2,084,415円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 12,900,776円
収益調整金額	C 7,812,735円
分配準備積立金額	D 25,056,474円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 47,854,400円
当ファンドの期末残存口数	F 325,254,532口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 1,471.25円
1万口当たりの分配額	H 45.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 1,463,645円

（関連当事者との取引に関する注記）

第1 特定期間 自 平成21年3月18日 至 平成21年8月5日	
該当事項はありません。	

（重要な後発事象に関する注記）

第1 特定期間 自 平成21年3月18日 至 平成21年8月5日	
該当事項はありません。	

（その他の注記）

1 元本の増減

第1 特定期間 自 平成21年3月18日 至 平成21年8月5日	
期首元本額	30,000,000円
期中追加設定元本額	430,054,682円
期中一部解約元本額	134,800,150円

2 有価証券関係

第1 特定期間 自 平成21年3月18日 至 平成21年8月5日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	363,906,639	14,555,779
合計	363,906,639	14,555,779

3 デリバティブ取引関係

第1 特定期間
自 平成21年3月18日
至 平成21年8月5日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当投資信託のデリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

第1 特定期間
自 平成21年3月18日
至 平成21年8月5日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成21年8月5日現在)			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	353,176,495	—	353,234,400	△57,905
	アメリカ・ドル	353,176,495	—	353,234,400	△57,905
合計		353,176,495	—	353,234,400	△57,905

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。
 - ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****① 株式**

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成21年８月５日現在

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	255,624,220	363,906,639	
合計		255,624,220	363,906,639	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

（参考）

当ファンドは「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成21年8月5日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	2,056,034,546
コール・ローン	690,765,491
国債証券	81,569,732,734
特殊債券	24,962,854,249
派生商品評価勘定	13,463,926
未収入金	1,586,483,261
未収利息	1,585,893,322
前払費用	348,366,846
流動資産 合計	112,813,594,375
資産合計	112,813,594,375
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	156,608,218
未払金	1,860,773,118
未払解約金	88,616,457
流動負債 合計	2,105,997,793
負債合計	2,105,997,793
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	77,767,470,187
剰余金	
剰余金	32,940,126,395
純資産合計	110,707,596,582
負債・純資産合計	112,813,594,375

(2) 注記表

(重要な会計方針に関する事項)

項目	自 平成21年3月18日 至 平成21年8月5日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 3. 費用・収益の計上基準	(1) 国債証券及び特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(有価証券に関する事項)

自 平成21年 3 月18日 至 平成21年 8 月 5 日	
売買目的有価証券の計上額等	
種類	計上額（円）
国債証券	81,569,732,734
特殊債券	24,962,854,249
合計	106,532,586,983

(デリバティブ取引に関する事項)

自 平成21年 3 月18日 至 平成21年 8 月 5 日	
1. 取引の状況に関する事項	
(1) 取引の内容	
当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。	
(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的	
当親投資信託のデリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規則に従って行われております。	
(3) 取引に係るリスクの内容	
当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。	
(4) 取引に係るリスクの管理体制	
当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。	
(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明	
取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

自 平成21年3月18日
至 平成21年8月5日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成21年8月5日現在)			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,576,942,300	—	5,462,541,268	△114,401,032
	アメリカ・ドル	5,346,663,820	—	5,223,382,088	△123,281,732
	ユーロ	230,278,480	—	239,159,180	8,880,700
	売建	5,176,942,300	—	5,205,685,560	△28,743,260
	アメリカ・ドル	230,278,480	—	232,355,310	△2,076,830
	ユーロ	4,946,663,820	—	4,973,330,250	△26,666,430
合計		10,753,884,600	—	10,668,226,828	△143,144,292

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（その他の事項）

（平成21年 8 月 5 日現在）	
1. 元本の増減	
期首（平成21年 3 月18日）元本額	80,215,570,323円
期首から平成21年 8 月 5 日までの	
追加設定元本額	3,418,742,724円
一部解約元本額	5,866,842,860円
平成21年 8 月 5 日現在の元本額	77,767,470,187円
2. 平成21年 8 月 5 日における元本の内訳（＊）	
ベビーファンド	元本
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	54,658,833,886円
エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）	542,326,741円
エマージング・ソブリン・ファンド	620,409,417円
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	255,624,220円
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	21,681,031,601円
グローバル財産3分法ファンド（1年決算型）	9,244,322円
3. 平成21年 8 月 5 日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.4236円
（1万口当たりの純資産額	14,236円）

（＊）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成21年8月5日現在

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ARGENT \$DIS '331231		25,444,459.11	15,928,231.40	
		ARGENT \$PAR '381231		12,655,000.00	3,669,950.00	
		BRAZIL REPUBLIC '140714		14,745,000.00	18,680,882.85	
		BRAZIL REPUBLIC '150307		26,320,000.00	30,370,911.20	
		BRAZIL REPUBLIC '170117		26,625,000.00	28,022,812.50	
		BRAZIL REPUBLIC '180115		2,247,777.77	2,564,714.43	
		BRAZIL REPUBLIC '340120		8,025,000.00	9,890,812.50	
		BRAZIL REPUBLIC '370120		4,360,000.00	4,850,325.60	
		CHILE REP '120111		4,350,000.00	4,853,860.50	
		COLOMBIA REP '170127		17,075,000.00	19,124,000.00	
		COLOMBIA REP '200225		8,110,000.00	11,188,556.00	
		COLOMBIA REP '240521		3,890,000.00	4,382,162.80	
		COLOMBIA REP '330128		2,020,000.00	2,762,834.80	
		COLOMBIA REP '370918		25,060,000.00	26,375,650.00	
		DOMINICA REGS '180123		3,776,235.17	3,379,730.47	
		ECUADOR REPUBLIC '151215		9,210,000.00	7,229,850.00	
		EL SALVADOR REGS '230124		15,555,000.00	16,021,650.00	
		EL SALVADOR REGS '320410		10,270,000.00	9,705,150.00	
		EL SALVADOR REGS '340921		5,805,000.00	5,427,675.00	
		GABONESE REP '171212		4,340,000.00	4,220,650.00	
		GHANA REP '171004		8,115,000.00	7,818,802.50	
		INDONESIA REP '140504		9,855,000.00	11,962,205.95	
		INDONESIA REP '370217		10,360,000.00	9,552,355.12	
		INDONESIA REP '380117		20,720,000.00	21,652,400.00	
		IRAQ REPUBLIC '280115		18,225,000.00	12,757,500.00	
		MALAYSIA REPUBLIC '110715		6,090,000.00	6,681,168.48	
		PAKISTAN '160331		5,120,000.00	3,807,078.40	
		PAKISTAN '170601		6,205,000.00	4,467,600.00	
		PAKISTAN '360331		1,750,000.00	989,786.00	
		PANAMA REPUBLIC '110208		3,405,000.00	3,730,790.40	
		PANAMA REPUBLIC '120723		10,090,000.00	11,565,460.70	
		PANAMA REPUBLIC '150315		13,575,000.00	15,088,612.50	
		PERU REPUBLIC '190330		15,260,000.00	16,697,339.40	
		PERU REPUBLIC '370314		8,498,000.00	8,582,980.00	
		PERU REPUBLIC GBL '150206		22,950,000.00	28,491,966.00	
		PERU REPUBLIC GBL '160503		9,615,000.00	11,345,700.00	
		PERU REPUBLIC GBL '250721		7,715,000.00	8,479,093.60	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	PHILIPPINES GBL '150317		7,050,000.00	8,230,875.00	
		PHILIPPINES GBL '170118		8,835,000.00	10,624,087.50	
		PHILIPPINES GBL '250316		940,000.00	1,262,894.70	
		POLAND GOVT. BOND '140115		3,185,000.00	3,353,203.03	
		POLAND GOVT. BOND '151019		1,600,000.00	1,652,937.60	
		POLAND GOVT. BOND '190715		14,885,000.00	16,022,511.70	
		REPUBLIC OF KOREA'140416		10,355,000.00	10,782,102.33	
		REPUBLIC OF KOREA'190416		9,390,000.00	10,430,881.50	
		RUSSIA STP REGS '300331		94,012,800.00	96,306,712.32	
		SERBIA REPUBLIC '241101		11,310,000.00	10,235,550.00	
		SOUTH AFRICA REP '120425		22,510,000.00	24,873,550.00	
		SOUTH AFRICA REP '140602		8,535,000.00	9,392,767.50	
		SOUTH AFRICA REP '190527		1,310,000.00	1,444,576.30	
		STATE OF QATAR '140409		15,550,000.00	16,154,273.00	
		TURKEY REPUBLIC '130114		4,375,000.00	5,239,062.50	
		TURKEY REPUBLIC '140115		10,535,000.00	12,273,275.00	
		TURKEY REPUBLIC '150315		17,605,000.00	19,057,412.50	
		TURKEY REPUBLIC '170714		5,280,000.00	5,683,286.40	
		TURKEY REPUBLIC '190311		2,390,000.00	2,503,525.00	
		TURKEY REPUBLIC '191107		5,425,000.00	5,829,108.25	
		TURKEY REPUBLIC '360317		5,000.00	4,837.50	
		UKRAINE GOVT. '161121		3,250,000.00	2,448,680.00	
		UKRAINE GOVT. REGS'110304		14,625,000.00	13,674,375.00	
		URUGUAY REP '170517		14,050,000.00	16,298,000.00	
		URUGUAY REP '221118		2,820,000.00	3,073,800.00	
		URUGUAY REP '360321		9,955,683.00	10,204,575.07	
		UTD MEXICAN STS '140217		7,580,000.00	8,055,190.20	
		UTD MEXICAN STS '340927		10,956,000.00	11,668,140.00	
		UTD MEXICAN STS '400111		14,738,000.00	14,148,480.00	
		VENEZUELA REP '141008		4,805,000.00	3,741,317.15	
		VENEZUELA REP '201209		8,225,000.00	4,514,538.00	
		VENEZUELA REP '250421		9,750,000.00	5,971,875.00	
		VENEZUELA REP '270915		12,130,000.00	9,012,590.00	
		VENEZUELA REP '280507		4,755,000.00	3,180,667.05	
		VENEZUELA REP '340113		12,010,000.00	8,204,391.30	
		VENEZUELA REP '380331		22,295,000.00	12,166,381.50	
	小計	銘柄数：	73	814,458,955.05	810,041,679.00	
					(77,164,570,341)	
		組入時価比率：	69.7%		72.4%	
	ユーロ	ARGENT EDIS '331231		5,328,184.42	2,557,528.52	
		ARGENT EPAR '381231		29,812,889.00	7,080,561.13	
		MOROCCO KINGDOM '170627		5,850,000.00	5,736,311.10	
		PHILIPPINES REP '160315		1,540,000.00	1,516,900.00	
		POLAND GOVT. BOND '140203		7,565,000.00	8,071,174.15	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	UKRAINE GOVT. REGS'151013		8,905,000.00	6,055,400.00	
		UTD MEXICAN STS '200217		1,100,000.00	1,054,658.00	
	小計	銘柄数：	7	60,101,073.42	32,072,532.90	
					(4,405,162,393)	
		組入時価比率：	4.0%		4.1%	
	国債証券 計				81,569,732,734	
					(81,569,732,734)	
特殊債券	アメリカ・ドル	BK CENT TUNISIE '120425		9,370,000.00	10,166,450.00	
		CENT ELET BRASIL '151130		10,233,000.00	11,069,547.75	
		CENT ELET BRASIL '190730		10,335,000.00	10,726,758.51	
		CODELCO INC REGS '121130		3,755,000.00	4,082,398.45	
		CODELCO INC REGS '350921		4,865,000.00	4,451,698.79	
		CODELCO INC REGS '361024		6,600,000.00	6,658,594.80	
		ECOPETROL SA '190723		13,450,000.00	14,146,427.55	
		EMP NACIONAL DEL '121115		2,710,000.00	2,890,223.13	
		EMP NACIONAL DEL '140315		130,000.00	129,152.01	
		ISRAEL ELECTRIC '190115		8,945,000.00	9,124,195.18	
		ISRAEL ELECTRIC '200128		5,905,000.00	6,768,116.13	
		KAZAKHSTAN DEV BK'131112		1,345,000.00	1,217,359.50	
		KAZAKHSTAN TEMIR '110511		7,500,000.00	7,100,392.50	
		KAZAKHSTAN TEMIR '160511		7,385,000.00	5,923,811.28	
		KAZMUNAIGAZ FIN '130702		9,500,000.00	9,033,360.00	
		KAZMUNAIGAZ FIN '150123		16,350,000.00	17,253,811.65	
		KAZMUNAIGAZ FIN '180702		29,820,000.00	27,682,084.92	
		MAJAPAHIT HD BV '161017		6,395,000.00	6,334,707.94	
		MAJAPAHIT HD BV '190807		5,810,000.00	5,877,163.60	
		MAJAPAHIT HD BV '370629		9,485,000.00	8,278,839.97	
		NATIONAL POWER CO'100712		7,255,000.00	7,055,102.98	
		NATIONAL POWER CO'110823		4,480,000.00	4,533,482.24	
		NATIONAL POWER CO'161102		5,825,000.00	5,819,961.37	
		NATIONAL POWER CO'280515		6,130,000.00	6,834,950.00	
		PDVSA '170412		2,665,000.00	1,358,870.17	
		PDVSA '270412		10,055,000.00	4,223,100.00	
		PDVSA '370412		9,140,000.00	3,893,183.00	
		PEMEX FINANCE LTD'110215		700,000.00	726,131.00	
		PEMEX PROJECT FDG'350615		1,360,000.00	1,277,612.56	
		PEMEX PROJECT FDG'380615		15,605,000.00	14,122,525.00	
		PENERBANGAN MY BD'160315		14,590,000.00	15,315,473.16	
		PETRONAS REGS '120522		3,090,000.00	3,412,222.11	
		PETRONAS REGS '150815		3,065,000.00	3,602,502.92	
		PETRONAS REGS '220522		1,645,000.00	2,012,435.42	
		PETRONAS REGS '261015		3,935,000.00	4,743,300.15	
		RAS LAFFAN GAS '090915		328,300.00	328,006.49	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
特殊債券	アメリカ・ドル	VTB BANK CAPITAL '111012		9,425,000.00	9,660,625.00	
	小計	銘柄数：	37	269,181,300.00	257,834,577.23	
					(24,561,321,826)	
		組入時価比率：	22.2%		23.1%	
	ユーロ	BQ CENT TUNISIE '200622		3,195,000.00	2,923,425.00	
	小計	銘柄数：	1	3,195,000.00	2,923,425.00	
					(401,532,423)	
		組入時価比率：	0.4%		0.4%	
	特殊債券 計				24,962,854,249	
					(24,962,854,249)	
合計				106,532,586,983		
				(106,532,586,983)		

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注３）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年9月30日現在）

I 資産総額	317,313,788円
II 負債総額	2,048,056円
III 純資産総額（I－II）	315,265,732円
IV 発行済数量	261,964,828口
V 1単位（1万口）当たり純資産額（III／IV）	12,035円

（参考）エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 純資産額計算書

（平成21年9月30日現在）

I 資産総額	111,322,278,245円
II 負債総額	1,505,562,856円
III 純資産総額（I－II）	109,816,715,389円
IV 発行済数量	76,442,761,622口
V 1単位（1万口）当たり純資産額（III／IV）	14,366円

第5【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成21年3月18日 至 平成21年8月5日	460,054,682	134,800,150	325,254,532
	自 平成21年8月6日 至 平成21年9月30日	75,769,282	139,058,986	261,964,828

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年9月末現在：26億8千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年9月末現在、委託会社が運用する公募の証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	3	10,657
追加型株式投資信託	54	5,194,763
単位型公社債投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	6	457,948
合計	63	5,663,368

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

第11期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則により作成し、第12期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受け、第12期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

		第11期 (平成20年 3 月31日現在)		第12期 (平成21年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)					
流動資産					
現金			280		157
預金			5,115,510		3,370,799
有価証券			32,646,163		20,052,953
前払費用			62,716		71,724
未収委託者報酬			3,386,556		2,865,114
未収収益			78,775		179,422
繰延税金資産			680,302		550,440
その他			45,878		23,555
流動資産計			42,016,183		27,114,167
固定資産					
有形固定資産			682,949		670,310
建物	※ 1	274,771		292,070	
器具備品	※ 1	222,177		188,275	
土地		186,000		186,000	
リース資産	※ 1	—		3,964	
無形固定資産			1,049,758		1,451,880
ソフトウェア		1,048,940		1,451,257	
その他		817		622	
投資その他の資産			38,221,986		63,585,970
投資有価証券		37,281,662		62,551,697	
従業員貸付金		25,075		21,475	
長期差入保証金		436,610		491,464	
繰延税金資産		451,259		493,952	
その他		98,484		98,180	
貸倒引当金		△71,104		△70,800	
固定資産計			39,954,694		65,708,161
資産合計			81,970,877		92,822,328

		第11期 (平成20年3月31日現在)		第12期 (平成21年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			38,126		42,529
未払金			1,947,530		1,492,663
未払収益分配金		1,802		1,883	
未払償還金		82,148		58,768	
未払手数料		1,565,677		1,279,632	
その他未払金		297,901		152,378	
未払費用			1,082,805		682,942
未払法人税等			6,145,196		4,727,076
賞与引当金			477,956		429,386
役員賞与引当金			125,000		93,750
流動負債計			9,816,615		7,468,347
固定負債					
リース債務			—		4,163
時効後支払損引当金			67,798		63,808
退職給付引当金			790,305		851,291
役員退職慰労引当金			232,660		225,850
固定負債計			1,090,764		1,145,113
負債合計			10,907,380		8,613,461
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			67,719,164		80,897,517
その他利益剰余金		67,719,164		80,897,517	
繰越利益剰余金		67,719,164		80,897,517	
自己株式			△11,534		△19,759
株主資本合計			71,057,629		84,227,757
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			5,868		△18,890
評価・換算差額等合計			5,868		△18,890
純資産合計			71,063,497		84,208,867
負債・純資産合計			81,970,877		92,822,328

(2) 【損益計算書】

		第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			79,636,028		71,887,968
営業収益計			79,636,028		71,887,968
営業費用					
支払手数料			37,607,018		33,283,402
広告宣伝費			1,636,618		1,106,957
公告費			2,878		1,040
調査費			4,585,056		3,955,002
調査費		491,430		626,487	
委託調査費		4,093,625		3,328,514	
委託計算費			213,163		284,848
営業雑経費			1,293,815		1,489,857
通信費		161,779		175,714	
印刷費		1,076,194		1,256,186	
協会費		43,242		44,419	
諸会費		3,902		3,875	
諸経費		8,697		9,662	
営業費用計			45,338,552		40,121,108
一般管理費					
給料			3,178,782		3,430,661
役員報酬		200,100		210,850	
給与・手当		2,549,780		2,801,788	
賞与		428,902		418,022	
賞与引当金繰入			477,956		425,726
役員賞与引当金繰入			120,500		93,750
福利厚生費			367,562		436,541
交際費			55,139		59,436
旅費交通費			152,581		220,675
租税公課			183,942		170,463
不動産賃借料			516,604		556,293
退職給付費用			182,763		173,617
役員退職慰労引当金繰入			69,440		81,270

		第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
固定資産減価償却費			349,139		507,178
諸経費			798,272		791,720
一般管理費計			6,452,685		6,947,335
営業利益			27,844,791		24,819,524
営業外収益					
受取配当金			9,399		4,918
有価証券利息			460,607		668,206
受取利息			5,908		4,209
時効成立分配金・償還金			90,626		16,925
その他			4,499		8,487
営業外収益計			571,041		702,746
営業外費用					
支払利息			125		—
時効成立後支払分配金・償還金			17,229		—
時効後支払損引当金繰入額			67,798		18,006
その他			2,009		4,912
営業外費用計			87,163		22,918
経常利益			28,328,669		25,499,352
特別利益					
投資有価証券売却益			222,287		—
関係会社株式売却益	※ 1		23,800		—
特別利益計			246,087		—
特別損失					
投資有価証券評価減			—		608,420
過年度役員退職慰労引当金繰入額			216,730		—
退職給付費用			258,635		—
特別損失計			475,365		608,420
税引前当期純利益			28,099,391		24,890,932
法人税、住民税及び事業税			11,707,827		10,312,874
法人税等調整額			△165,744		100,347
当期純利益			16,557,308		14,477,710

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	52,136,485	67,719,164
当期変動額		
剰余金の配当	△974,629	△1,299,357
当期純利益	16,557,308	14,477,710
当期変動額合計	15,582,679	13,178,353
当期末残高	67,719,164	80,897,517
利益剰余金合計		
前期末残高	52,136,485	67,719,164
当期変動額		
剰余金の配当	△974,629	△1,299,357
当期純利益	16,557,308	14,477,710
当期変動額合計	15,582,679	13,178,353
当期末残高	67,719,164	80,897,517
自己株式		
前期末残高	△5,174	△11,534
当期変動額		
自己株式の取得	△6,360	△8,224
当期変動額合計	△6,360	△8,224
当期末残高	△11,534	△19,759
株主資本合計		
前期末残高	55,481,310	71,057,629
当期変動額		
剰余金の配当	△974,629	△1,299,357
当期純利益	16,557,308	14,477,710
自己株式の取得	△6,360	△8,224
当期変動額合計	15,576,318	13,170,128
当期末残高	71,057,629	84,227,757

	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	291,109	5,868
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△285,240	△24,759
当期変動額合計	△285,240	△24,759
当期末残高	5,868	△18,890
評価・換算差額等合計		
前期末残高	291,109	5,868
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△285,240	△24,759
当期変動額合計	△285,240	△24,759
当期末残高	5,868	△18,890
純資産合計		
前期末残高	55,772,419	71,063,497
当期変動額		
剰余金の配当	△974,629	△1,299,357
当期純利益	16,557,308	14,477,710
自己株式の取得	△6,360	△8,224
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△285,240	△24,759
当期変動額合計	15,291,078	13,145,369
当期末残高	71,063,497	84,208,867

[重要な会計方針]

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日				
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している） ②時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td><td>8～50年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	建物	8～50年	器具備品	3～15年	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 ①時価のあるもの 同左 ②時価のないもの 同左 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左
建物	8～50年				
器具備品	3～15年				

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金及び適格退職年金について退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 （会計処理方法の変更） 当社は退職給付債務の算定にあたり、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度から原則法による算定方法に変更しております。 この変更は、従業員数の増加により、下期において退職給付債務の重要性が増したため、その算定の精度を高め、退職給付費用の損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更にとともに、当事業年度末における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額258,635千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法による場合と比較して税引前当期純利益は258,635千円減少しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。 (6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。	(2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職一時金及び適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。なお、会計基準変更時差異については、適用初年度に一括償却しております。 (5) 役員退職慰労引当金 同左 (6) 時効後支払損引当金 同左

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	4. 消費税等の会計処理方法 同左

[重要な会計方針の変更]

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という）を適用し、当事業年度から内規に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更により、当期発生額69,440千円は一般管理費に計上し、過年度発生額216,730千円については、特別損失に計上しております。 この結果、従来の方法に比較して、営業利益、及び経常利益はそれぞれ69,440千円、税引前当期純利益は286,170千円減少しております。 2. 固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ15,190千円減少しております。 3. 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、将来の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要額を計上しております。これにより、従来の方法に比較して、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ67,798千円減少しております。	1. リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。この会計基準及び適用指針の適用に伴う影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
前事業年度において、「法人税等」として表示されていたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	

[追加情報]

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
（固定資産の減価償却の方法） 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産につきましては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、当該変更による損益への影響は軽微であります。	

[注記事項]

(貸借対照表関係)

第11期 (平成20年3月31日現在)	第12期 (平成21年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 406,401千円 器具備品 354,130千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 445,743千円 器具備品 435,598千円 リース資産 639千円

(損益計算書関係)

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
※1. 関係会社株式売却益は三菱UFJ証券会社株式の売却によるものです。	※1. _____

(株主資本等変動計算書関係)

I. 第11期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	—	—	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	3	1	—	4

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	974百万円	75,000円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,299百万円	100,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

II. 第12期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	—	—	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	4	1	—	6

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,299百万円	100,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,559百万円	120,000円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

（リース取引関係）

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日																																								
〈借主側〉 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>18,903千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>12,309千円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>6,593千円</td></tr> </table> 2. 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>4,429千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>2,326千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>6,756千円</td></tr> </table> 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>5,985千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>5,656千円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>334千円</td></tr> </table> 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。		器具備品	取得価額相当額	18,903千円	減価償却累計額相当額	12,309千円	期末残高相当額	6,593千円	1年内	4,429千円	1年超	2,326千円	合計	6,756千円	支払リース料	5,985千円	減価償却費相当額	5,656千円	支払利息相当額	334千円	〈借主側〉 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。） 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>9,297千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>7,054千円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>2,243千円</td></tr> </table> 2. 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>2,328千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>－千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,328千円</td></tr> </table> 3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>4,587千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>4,349千円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>149千円</td></tr> </table> 4. 減価償却費相当額の算定方法 同左 5. 利息相当額の算定方法 同左		器具備品	取得価額相当額	9,297千円	減価償却累計額相当額	7,054千円	期末残高相当額	2,243千円	1年内	2,328千円	1年超	－千円	合計	2,328千円	支払リース料	4,587千円	減価償却費相当額	4,349千円	支払利息相当額	149千円
	器具備品																																								
取得価額相当額	18,903千円																																								
減価償却累計額相当額	12,309千円																																								
期末残高相当額	6,593千円																																								
1年内	4,429千円																																								
1年超	2,326千円																																								
合計	6,756千円																																								
支払リース料	5,985千円																																								
減価償却費相当額	5,656千円																																								
支払利息相当額	334千円																																								
	器具備品																																								
取得価額相当額	9,297千円																																								
減価償却累計額相当額	7,054千円																																								
期末残高相当額	2,243千円																																								
1年内	2,328千円																																								
1年超	－千円																																								
合計	2,328千円																																								
支払リース料	4,587千円																																								
減価償却費相当額	4,349千円																																								
支払利息相当額	149千円																																								

（有価証券関係）

有価証券

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	第11期 (平成20年3月31日)			第12期 (平成21年3月31日)		
		貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	①国債	5,482,282	5,482,815	532	—	—	—
	②社債	13,384,810	13,470,742	85,932	23,649,688	23,769,191	119,503
	③その他	31,943,065	32,042,011	98,945	33,930,383	34,092,088	161,704
小計		50,810,158	50,995,569	185,411	57,580,072	57,861,280	281,208
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	①国債	3,989,163	3,988,613	△549	—	—	—
	②社債	7,604,662	7,597,276	△7,385	1,005,954	1,002,171	△3,782
	③その他	7,008,123	6,993,003	△15,120	3,304,990	3,301,588	△3,401
小計		18,601,949	18,578,893	△23,055	4,310,944	4,303,760	△7,183
合計		69,412,107	69,574,462	162,355	61,891,016	62,165,040	274,024

2. その他有価証券で時価のあるもの

	第11期 (平成20年3月31日)			第12期 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの						
①株式	45,466	110,768	65,301	17,443	38,687	21,244
②債券	—	—	—	5,346,075	5,350,773	4,697
③その他	—	—	—	60,000	60,273	273
小計	45,466	110,768	65,301	5,423,518	5,449,733	26,215
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの						
①株式	16,500	13,140	△3,360	30,663	27,012	△3,650
②債券	—	—	—	14,383,998	14,337,762	△46,236
③その他	298,350	238,080	△60,270	757,990	745,396	△12,594
小計	314,850	251,220	△63,630	15,172,652	15,110,170	△62,481
合計	360,316	361,988	1,671	20,596,170	20,559,904	△36,266

（注）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるもののうち、当事業年度において608,420千円の減損処理を行っております。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

3. 当事業年度に売却したその他有価証券

	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売却額（千円）	3,515,325	200,438
売却益の合計額（千円）	246,087	12
売却損の合計額（千円）	—	—

4. 時価評価されていない有価証券

	第11期（平成20年3月31日）	第12期（平成21年3月31日）
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券		
非上場株式	153,730	153,730
合計	153,730	153,730

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	第11期（平成20年3月31日）		第12期（平成21年3月31日）	
	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）
国債	9,500,000	—	3,500,000	2,500,000
社債	4,700,000	16,100,000	4,800,000	31,718,000
その他	18,476,000	20,403,000	11,724,000	26,890,000
合計	32,676,000	36,503,000	20,024,000	61,108,000

（デリバティブ取引関係）

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第11期 (平成20年3月31日現在)	第12期 (平成21年3月31日現在)																																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 千円 <table> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td>77,946</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td>65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>194,050</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>320,864</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>94,459</td></tr> <tr><td>時効後支払損引当金</td><td>27,526</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td>455,439</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>355,843</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>4,197</td></tr> <tr><td>その他</td><td>67,604</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,663,822</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△531,530</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td><u>1,132,291</u></td></tr> </table> (繰延税金負債) <table> <tr><td>未収配当金</td><td>730</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td><u>730</u></td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td><u>1,131,561</u></td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	投資有価証券評価減	77,946	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	194,050	退職給付引当金	320,864	役員退職慰労引当金	94,459	時効後支払損引当金	27,526	事業税及び事業所税	455,439	減損損失	355,843	その他有価証券評価差額金	4,197	その他	67,604	繰延税金資産小計	1,663,822	評価性引当額	△531,530	繰延税金資産合計	<u>1,132,291</u>	未収配当金	730	繰延税金負債合計	<u>730</u>	差引：繰延税金資産の純額	<u>1,131,561</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 千円 <table> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td>324,965</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td>65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>174,330</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>345,624</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>91,695</td></tr> <tr><td>時効後支払損引当金</td><td>25,906</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td>351,906</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>354,180</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>17,375</td></tr> <tr><td>その他</td><td>66,633</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,818,507</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△773,779</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td><u>1,044,727</u></td></tr> </table> (繰延税金負債) <table> <tr><td>未収配当金</td><td>334</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td><u>334</u></td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td><u>1,044,392</u></td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	投資有価証券評価減	324,965	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	174,330	退職給付引当金	345,624	役員退職慰労引当金	91,695	時効後支払損引当金	25,906	事業税及び事業所税	351,906	減損損失	354,180	その他有価証券評価差額金	17,375	その他	66,633	繰延税金資産小計	1,818,507	評価性引当額	△773,779	繰延税金資産合計	<u>1,044,727</u>	未収配当金	334	繰延税金負債合計	<u>334</u>	差引：繰延税金資産の純額	<u>1,044,392</u>
投資有価証券評価減	77,946																																																																
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																																
賞与引当金	194,050																																																																
退職給付引当金	320,864																																																																
役員退職慰労引当金	94,459																																																																
時効後支払損引当金	27,526																																																																
事業税及び事業所税	455,439																																																																
減損損失	355,843																																																																
その他有価証券評価差額金	4,197																																																																
その他	67,604																																																																
繰延税金資産小計	1,663,822																																																																
評価性引当額	△531,530																																																																
繰延税金資産合計	<u>1,132,291</u>																																																																
未収配当金	730																																																																
繰延税金負債合計	<u>730</u>																																																																
差引：繰延税金資産の純額	<u>1,131,561</u>																																																																
投資有価証券評価減	324,965																																																																
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																																
賞与引当金	174,330																																																																
退職給付引当金	345,624																																																																
役員退職慰労引当金	91,695																																																																
時効後支払損引当金	25,906																																																																
事業税及び事業所税	351,906																																																																
減損損失	354,180																																																																
その他有価証券評価差額金	17,375																																																																
その他	66,633																																																																
繰延税金資産小計	1,818,507																																																																
評価性引当額	△773,779																																																																
繰延税金資産合計	<u>1,044,727</u>																																																																
未収配当金	334																																																																
繰延税金負債合計	<u>334</u>																																																																
差引：繰延税金資産の純額	<u>1,044,392</u>																																																																

(退職給付関係)

第11期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	△1,654,321千円
(2) 年金資産	864,015
(3) 退職給付引当金(1)+(2)	△790,305

3. 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 勤務費用（注1）	172,328千円
(2) 簡便法から原則法への変更差額（注2）	258,635
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額	—
(4) その他（注3）	10,434
(5) 退職給付費用（1）+（2）+（3）+（4）	441,398

（注1）当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。したがって、上記の勤務費用は簡便法により計算されたものです。

（注2）退職給付債務の算定にあたり、簡便法から原則法に変更したことによる当事業年度末における当該債務の差額であり、特別損失に計上しております。

（注3）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準

(2) 割引率 1.8%

(3) 期待運用収益率 1.8%

(4) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

5. 退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度末から原則法による算定方法に変更しております。

第12期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
 また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	△1,768,612千円
(2) 年金資産	685,071
(3) 未認識数理計算上の差異	232,249
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	△851,291

3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) 勤務費用	146,681千円
(2) 利息費用	29,777
(3) 期待運用収益	△15,552
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	—
(5) その他（注）	12,710
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	173,617

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
- (2) 割引率 1.8%
- (3) 期待運用収益率 1.8%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

（関連当事者情報）

I. 第11期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

II. 第12期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額 5,469,128円02銭 1株当たり当期純利益 1,274,194円86銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 16,557,308千円 普通株式に係る当期純利益 16,557,308千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 一千円 普通株式の期中平均株式数 12,994株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	1株当たり純資産額 6,481,523円99銭 1株当たり当期純利益 1,114,250円27銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 14,477,710千円 普通株式に係る当期純利益 14,477,710千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 一千円 普通株式の期中平均株式数 12,993株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年 3 月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞（平成21年 3 月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

名称	パートナー出資の額 平成20年12月末現在	事業の内容
ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	309,000,000米ドル	各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成21年 3 月末現在	事業の内容
おきなわ証券株式会社	628	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100	
静岡東海証券株式会社	600	
荘内証券株式会社	100	
新和証券株式会社	780	
東武証券株式会社	420	
内藤証券株式会社	3,002	
新潟証券株式会社	600	
ニュース証券株式会社	877	
ひびき証券株式会社	500	
廣田証券株式会社	600	
松阪証券株式会社	100	
三菱UFJ証券株式会社	65,518	
株式会社京葉銀行	49,759	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の管理業務等を行います。

(2) 投資顧問会社

ファンドおよびマザーファンドの運用指図等を行います。

(3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

① 受託会社

該当事項はありません。

② 投資顧問会社

該当事項はありません。

③ 販売会社

三菱UFJ証券株式会社は、委託会社の株式3,995株（30.73%）を保有しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成21年3月18日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年4月20日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年6月25日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年6月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月2日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの平成21年3月18日から平成21年8月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの平成21年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。